

福岡県医第685号(地)

平成16年 7月 9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



平成16年度「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

救急医療に関しては、常日頃多大のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本医師会ならびに福岡県保健福祉部より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

例年実施しております標記救急の日並びに救急医療週間（平成16年9月5日～9月11日）につきましては、本年も別紙要綱（資料1）により関係機関とご協力の上実施していただきますようお願い申し上げます。

なお、県医師会での実施計画は、下記のとおりとなっておりますのでご了解願います。

記

1. 「平成16年度福岡県救急の日のつどい」

と き：平成16年9月9日（木）13：00～

ところ：「ウェル戸畑」

北九州市戸畑区汐井町1番6号

TEL：093-871-7200

2. 各種啓発用品（資料2）

1) ポスター

本年度は新しいデザインのものを作成しております。

後日、業者から直送（8月初旬頃）いたします。

日本医師会作成のポスター（医療機関数分）及び消防庁作成のポスター（各医師会1部）を後日、本会から送付いたします。

2) パンフレット並びに救急絆創膏・綿棒セットについて

後日、業者から直送（8月初旬頃）いたします。

3. 懸垂幕・横断幕・タスキ等について

破損の著しい場合及び関係機関と協議のうえ必要な場合は本会へ7月30日（金）までにお申し出下さい。

4. 各種PRについて

1) 新聞広告（資料3）

例年どおり9月5日（日）西日本新聞朝刊に一頁広告を掲載予定いたしております。各医師会、休日急患センター等の例年どおりのご協力をよろしくお願いいたします。

掲載箇所及び文面は後日、西日本新聞広告社福岡から連絡いたしますのでその節はよろしくお願いいたします。

2) 車内吊り広告

ポスターを公共交通機関の車内に掲載いたします。

5. 各地域の実施報告について

別紙報告書により9月24日（金）までにご報告願います。



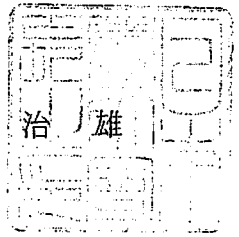
日医発第 344 号 (地 I 60)

平成 16 年 7 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松



「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、本年度においても救急の日及び救急医療週間を 9 月 9 日を含む 1 週間（9 月 5 日（日）～9 月 11 日（土））と定め、救急医療の普及、啓発運動の一層強化と救急の日及び救急医療週間の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の実情に応じて実施していただきたく、別添に示す「救急の日及び救急医療週間実施要領」を策定いたしました。

なお、本年度は昨年に引き続き、特に「救急蘇生法の普及・啓発」を全国共通のテーマといたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本会実施要領に示す諸行事の実施方についてご協力を賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また今般、厚生労働事務次官からも、別添のとおり、平成 16 年度「救急の日」及び「救急医療週間」の実施についての協力方要請がありました。本会では、救急医療の重要性に鑑み、これに協力することといたしましたので、併せてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成16年度救急の日及び救急医療週間実施要領

1. 目 的

近年、救急医療体制は、医師会、行政庁、地域住民の理解と協力により非常に整備されてきておりますが、しかし高齢化の進展、社会構造の変化を背景に救急対象疾病は多種多様化し、また災害の発生率も増大の傾向にあります。

これら状況に対応するため地域医師会並びに行政関係者は、救急医療の重要性を再認識し、地域医療活動の一環として、その整備、充実に最大限の努力を払う必要があります。

また、国民も救急医療に対する関心を深め、自主救護のための救護知識、応急手当の習得、救急車・救急医療施設の正しい利用の仕方などを知って頂かねばなりません。

以上、救急医療に関する全てについての総点検とその普及、啓発運動の一層強化を図る日が「救急の日」9月9日であります。

更に、この「救急の日」を含む一週間を「救急医療週間」として多彩な救急医療に関連した行事を実施し、有意義なものとするようお願いいたします。

2. 期 間

「救急の日」は毎年9月9日とし、本年はこの日を含む一週間（9月5日～9月11日）を「救急医療週間」といたします。

なお、実施期間については、地域の実情に応じて変更することができるものとすること。

3. 主 催

日本医師会、厚生労働省、消防庁、都道府県、市町村、日本救急医学会及び全国消防長会

4. 協 賛

救急医療関係諸機関

5. 実施方針

国、地方公共団体、日本医師会（都道府県医師会、郡市区医師会）、日本救急医学会、全国消防長会その他関係機関の緊密な協力により、救急の日及び救急医療週間の趣旨にふさわしい内容の行事を、地域の実情に応じて実施するものいたしますが、本年度は昨年引続き特に「救急蘇生法の普及・啓発」を全国共通のテーマとした行事を重点的に実施するものいたします。

6. 参考事例

- イ、救急医療協議会（医師、行政、住民を含めた三者又は二者の協議会）
- ロ、防災会議、救急医療部会
- ハ、大災害時医療対策の強化、整備（応援体制、情報連絡網、救急医療体制、自治体等との協定等）
- ニ、医師間連絡協議会（初期医療と二次及び三次医療、都市と周辺、救急病院間、在宅当番医と休日夜間急患センター間等）
- ホ、懇談会、座談会（医師とコメディカル、医師とマスコミ、医師と救急隊等）
- ヘ、救急医学会等、講習会、研修会、救急蘇生訓練、健康教育
 - 対象者：医師、コメディカル、救急隊、各種救助隊、住民、小・中・高校生等
- ト、ポスター、壁新聞等の掲示
- チ、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌、展示、立看板、写真展、映画並びに街頭啓発活動等による広報活動、広報車
- リ、救急医療に関する各種パンフレット、救急用カード等の配布
- ヌ、防災訓練
 - 地震、豪雨、交通、洋上、空港、病院、工場、コンビナート、デパート、地下街等の災害
- ル、血液型無料判定、献血運動
- オ、救急医薬品、器具の点検実施
- ワ、救急医療実態調査
- カ、救急医療功労者及び救急関係功労者等の表彰
- コ、一日救急病院長、一日救命救急センター長、一日休日夜間急患センター長、一日救急指令長、一日救急隊長、一日消防署長等の任命
- ク、その他



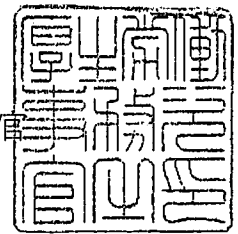
厚生労働省発医政第0621005号

平成 1 6 年 6 月 2 1 日

社団法人

日本医師会会長 殿

厚生労働事務次官



「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

標記については、かねてより種々御配慮を煩わしているところでありますが、本年度も「救急の日」を含む1週間を「救急医療週間」として、別添実施要綱に基づき、救急医療の普及、啓発活動を全国的に実施することとしましたので、格段の協力をお願いします。

なお、貴管下関係機関に対しても協力方よろしくお取り計らい願います。

平成16年度「救急の日」及び「救急医療週間」実施要綱

1 目的

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として、「救急の日」及び「救急医療週間」を設けるものとする。

2 期間

「救急の日」の9月9日(木)を含む一週間(平成16年9月5日(日)から9月11日(土)まで)を「救急医療週間」とする。(ただし、実施期間については、地域の実情に応じて変更できるものとする。)

3 主催

厚生労働省、総務省消防庁、都道府県、市町村、社団法人日本医師会、日本救急医学会及び全国消防長会

4 協賛

救急医療関係諸機関

5 実施方針

厚生労働省、総務省消防庁、都道府県、市町村、社団法人日本医師会(都道府県医師会、郡市区医師会)、日本救急医学会及び全国消防長会その他関係機関の緊密な協力により、「救急の日」及び「救急医療週間」の趣旨にふさわしい内容の行事並びに災害時における救急医療システムの普及、啓発について地域の実情に応じて実施するものとする。

(1) 実施の重点

ア 救命・応急手当の普及啓発

イ 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介並びにそれらの適切な利用方法の普及啓発

ウ 救急医療関係者及び救急隊員の表彰及び研修

(2) 実施する行事等

ア 救命・応急手当や救急事故の未然防止及び心肺蘇生法についてのパンフレットの作成・配布

イ 救急蘇生法の実演・実習指導

ウ ビデオ上映並びに救急関係機器及び資材の展示

エ ポスターの掲示(標語、図画等の募集)

オ 救急救命士の行える救急救命処置などの実演

カ 救急医療功労者及び救急関係功労者等の表彰

キ 救急アンケート調査

ク その他



16医指第 551号
平成16年 6月28日

財団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

本県の地域医療の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業については、制度の趣旨をご理解いただき、本年度も別紙要綱に基づき関係事業実施に格別のご協力を賜るとともに、関係職員の参加についてもお取り計らいのほどよろしくお願い致します。

なお、このことについては、厚生労働事務次官から協力依頼がっておりますので、併せてお知らせします

医療指導課地域医療係 担当 松隈 大迫 TEL:092-643-3274
--

福岡県救急の日及び救急医療週間実施要綱

1 目 的

救急医療及び救急業務に対する県民の正しい理解と認識を深めかつ救急医療関係者の意識の高揚を図るため、「救急の日」及び「救急医療週間」を設けるものとする。

2 期 間

「救急の日」は、毎年9月9日とし、この日を含む一週間（日曜日から土曜日）を「救急医療週間」とする。

3 実施団体

県域 福岡県、福岡県医師会、（財）福岡県メディカルセンター
地域 保健所、市町村、郡市医師会、消防本部、その他関係機関

4 実施方法

救急医療週間は、関係機関の緊密な協力により、救急医療週間の趣旨にふさわしい内容の行事並びに災害時における救急医療システムの普及、啓発について地域の実情に応じて実施するものとする。

（1）実施の重点

- ア 救命・応急手当の普及啓発
- イ 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介並びにそれらの適切な利用方法の普及啓発
- ウ 救急医療関係者及び救急隊員の表彰及び研修

（2）実施する行事等

- ア 救急医療システムや救命・応急手当についてのパンフレット等の配布
- イ 心肺蘇生法の実技講習
- ウ 講習会、研修会等の啓発活動の実施
- エ 街頭における啓発活動の実施
- オ 新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等による広報
- カ ポスターの掲示
- キ 救急医療功労者及び救急関係功労者等の表彰
- ク その他

5 運営委員会

救急医療週間に実施する県域行事については、県、市町村、県医師会、その他救急医療関係機関等で構成する運営委員会をもって協議するものとする。

なお、運営委員会の事務局は、福岡県医師会に設置する。

6 附 則

この要綱は、昭和57年8月9日から施行する。

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

この要綱は、平成13年7月13日から施行する。